

地域	ケニア共和国
日付	2022年11月11日
法律事務所	WAMAE & ALLEN ADVOCATES
役職名、氏名	CHARLES W. WAMAE – MANAGING PARTNER KENNEDY KITHINJI – SENIOR ASSOCIATE VIRGINIAH N. GICHUHI – PRINCIPAL ASSOCIATE
連絡先	Charles@wamaeallen.com; Kennedy@wamaeallen.com; Virginiah@wamaeallen.com;

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

はい。一般的に、2010年ケニア憲法にはプライバシーの権利を認める一般規定がありますが、個人データの規制に関しては、主なデータ保護規制法として、2019年データ保護法と2021年データ保護規則があります。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

はい。上記のとおり、データ保護規制法として、2010年ケニア憲法、2019年データ保護法、2021年データ保護規則があります。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

はい。現在、個人情報の保護は、様々な法令と2010年ケニア憲法によって成文化されています。法令とは、次のものをいいます。

- a) データ保護法(2019年第24号)およびその規則。
b) 情報公開法(2016年31号)、および
c) 証拠法(2022年第22号)。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: データ保護法 (2019 年 24 号)

① 「個人情報」の定義	データ保護法第 2 条は、「個人データ」を「特定された、または特定可能な自然人に関するあらゆる情報」と定義しています。
② 法の適用範囲	<p>データ保護法は、私的、公的、個人的な分野に対する権限を有しています。</p> <p>同法は、「データ管理者(DC)」を、単独でまたは他者と共同で個人データの処理の目的および手段を決定する自然人または法人、公的機関、代理店、その他の組織と定義しています。</p> <p>同法は、「データ処理者(DP)」を、データ管理者に代わって個人データを処理する自然人または法人、公的機関、代理店、その他の団体と定義しています。</p> <p>さらに、同法は「処理」を、自動化された手段であるか否かを問わず、個人データまたは個人データの集合に対して行われる以下のような操作または一連の操作を意味するものと定義しています。-</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 収集、記録、整理、構造化。 (b) 保存、適応または変更 (c) 検索、相談または使用 (d) 送信、普及、またはその他の方法による利用可能な状態での開示、または (e) 整列または組合せ、制限、消去または破壊
③ 地理的範囲	<p>データ保護法は、国内と海外の両方のデータ処理を対象としています。</p> <p>同法第 4 条(b)は次のように規定しています。</p> <p>「本法は、データ管理者またはデータ処理者が行う個人データの処理に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ケニアに設立された、または通常居住しており、ケニアにいる間に個人データを処理する者、または (ii) ケニアに設立されておらず、通常居住していないが、ケニアにいるデータ対象者の個人データを処理する者」
④ URL	http://kenyalaw.org:8181/exist/kenyalex/actview.xql?actid=No.%2024%20of%202019#part_1
⑤ 施行日	2019 年 11 月 25 日

名称: 情報公開法 (2016 年 31 号)

⑥ 「個人情報」の定義	<p>情報公開法は第 2 条において「個人情報」を、個人を特定できる情報として定義しており、以下を含みますが、これに限定されるものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 人種、性別、性、妊娠、配偶者の有無、国籍、民族的または社会的出自、肌の色、年齢、身体的・心理的または精神的健康状態、幸福度、障害、宗教、良心、信念、文化、言語、出生に関する情報。
-------------	---

	<p>(b) 個人の教育、病歴、犯罪歴、職歴に関する情報、または個人が関与した金融取引に関する情報。</p> <p>(c) 個人に付与された識別番号、記号、その他特定のもの。</p> <p>(d) 個人の指紋、血液型、住所、電話番号またはその他の連絡先の詳細。</p> <p>(e) 他人に対するその人の意見又は見解。</p> <p>(f) 個人によって送信された、暗黙的又は明示的に私的又は機密の性質を持つ通信、又は元の通信の内容を明らかにするような更なる通信。</p> <p>(g) 他人に与えられる予定の賞又は助成金を支援するため、又はそれに関連して提供されたあらゆる情報。</p> <p>(h) 個人の連絡先の詳細。</p>
⑦ 法の適用範囲	<p>同法は、公共部門と民間部門の両方を対象としています。同法第3条(b)は次のように規定しています。</p> <p>「この法律の目的および目標は、公共団体および民間団体が、憲法の原則に沿って、保有する情報を積極的に開示し、要求に応じて情報を提供するための枠組みを提供することである」</p>
⑧ 地理的範囲	ケニア
⑨ URL	http://kenyalaw.org:8181/exist/kenyalex/actview.xql?actid=No.%2031%20of%202016
⑩ 施行日	2016年9月21日

名称: 証拠法(2022年22号)

⑪ 「個人情報」の定義	N/A
⑫ 法の適用範囲	弁護士とクライアントとの間の特権的なコミュニケーション
⑬ 地理的範囲	ケニア
⑭ URL	http://kenyalaw.org:8181/exist/kenyalex/actview.xql?actid=CAP.%2080
⑮ 施行日	1963年12月8日

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシー原則

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

データ保護法第 25 条は、この原則を各項にて規定しています。

- a. すべてのデータ管理者またはデータ処理者は、データ対象者のプライバシーの権利に従って個人データが処理されることを保証すること、および
- b. すべてのデータ管理者またはデータ処理者は、データ対象者との関係において、個人データが合法的、公正かつ透明な方法で処理されることを保証すること
- c. すべてのデータ管理者およびデータ処理者は、個人情報に明示的、特定のかつ正当な目的のために収集され、それらの目的と両立しない方法でさらに処理されないことを保証すること

...

- e. すべてのデータ管理者または処理者は、家族または私生活に関連する情報が必要な場合は、有効な説明が提供される場合にのみ個人情報を収集することを保証すること

さらに、データ保護法第 39 条は、データ管理者／データ処理者は、個人情報の保有が法律で認められている場合、合法的な目的のために合理的に必要な場合、データ対象者が承認／同意した場合、歴史、統計、報道文献、芸術／研究目的のために保持する場合を除いて、処理目的を満たすために合理的に必要なとされる期間のみ、個人情報を保有しなければならないことを保証するものとしています。この規定は、さらに、DC/DP が、個人情報の消去、削除、匿名化または仮名化を行うことを規定しています。

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

データ保護法第 25 条は、この原則を次のように規定しています。

- (c) すべてのデータ管理者またはデータ処理者は、個人データが明示的、特定のかつ正当な目的のために収集され、それらの目的と相容れない方法でさらに処理されないことを保証すること
- (f) 正確であり、必要に応じて最新の状態に保ち、不正確な個人データが遅滞なく消去または修正されるようあらゆる合理的な措置を講じること。

さらに、同法は、第 40 条において、データの正確性を確保するために、データ主体が、データの修正および消去を求める権利について規定しています。

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

データ保護法第 29 条(c)は、データ管理者およびデータ処理者は、個人データを収集する前に、可能な限り、データ対象者に個人データの収集目的を通知しなければならないと定めています。

データ保護法第 25 条は、この原則について、以下のように c 項および d 項で規定しています。

- c. すべてのデータ管理者およびデータ処理者は、個人データが明示的、特定のかつ正当な目的のために収集され、それらの目的と両立しない方法でさらに処理されないことを保証すること。
- d. すべてのデータ管理者およびデータ処理者は、個人データが適切で関連性があり、処理される目的との関連で必要なものに限定されていることを保証すること。

さらに、データ保護法第 30 条は、この原則を規定しています。同条は、データ管理者/データ処理者による個人データの合法的な処理とは何かについて規定しています。DC/DP は、(a)データ対象者が一つ以上の特定された目的に同意する場合、(b)その処理が契約の履行、法律の遵守、公共の利益に関わる重要な利益の保護、公的機関による業務の遂行等のために必要な場合、(c) さらに処理を進めることが収集の目的に合致する場合を除いて、個人データの処理を行わないものとします。個人データをさらに処理する場合も同様です。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

データ保護法第 25 条は、この原則を c 及び d の項で次のように規定しています。

- c. すべてのデータ管理者およびデータ処理者は、個人データが明示的、特定のかつ正当な目的のために収集され、それらの目的と両立しない方法でさらに処理されないことを保証すること。

d. すべてのデータ管理者およびデータ処理者は、個人データが適切で関連性があり、処理される目的との関連で必要なものに限定されていることを保証すること。

さらに、データ保護法第 39 条は、個人データの保持の制限について規定しています。これにより、データ管理者/データ処理者は、個人データの保持が法律で認められている場合、合法的な目的のために合理的に必要な場合、データ対象者が承認/同意した場合、歴史、統計、報道文献、芸術/研究目的のための保持を除き、処理目的を達成するために合理的に必要な期間だけ個人データを保持しなければならないことが保証されます。さらに、DC/DP は、個人情報の消去、削除、匿名化または仮名化を行うものとされています。

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

データ保護法第 19 条 2 項 e 号は、DC/DP が登録申請を行う際に、個人情報の保護を確実にするためのリスク、セーフガード、セキュリティ対策、メカニズムについて詳細を提供する義務を課しています。

データ保護法第 25 条は、h 項においてこの原則を定めています。

h. すべてのデータ管理者およびデータ処理者は、適切なデータ保護セーフガードの証明またはデータ対象者の同意がない限り、個人データがケニア国外に転送されないことを保証すること。

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

第 29 条は、データ管理者およびデータ処理者が、データ対象者の権利、データが収集されていること、収集の目的、データの移転、技術的および組織的な安全対策の説明、データが強制的または自発的に法律に従って収集されていること、データ対象者が遵守しなかった場合の結果について通知する義務を負うことを定めています。

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

ケニアの情報公開法は、当事者に対し、DC/DPs が特定のデータ対象者のデータを保持しているかどうかを知るための質問をする権限を与えています。

データ保護法第 26 条により、個人はデータ管理者またはデータ処理者が保管する自分の個人データにアクセスする権利を有します。

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

データ保護法第 25 条は、この原則の強制的な適用を規定しています。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

- (e) 安全保護措置の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

データ保護法は、第 51 条から第 55 条まで、データ保護法の適用に関する一般的な適用除外を定めており、国家安全保障や法律に基づく開示が例外とされています。

さらに、データがジャーナリズム、文学、研究、歴史、統計に使用される場合、データコミッショナーによる例外、政府部門または公共部門機関間のデータ共有コードも例外とされています。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

第 51 条第 2 項は、同法の適用に関する一般的な例外を定めているが、その例外は、国家安全保障や公共の利益に関する場合、および／または書面による法律に基づく開示の場合です。また、第 54 条では、公務員とみなされるデータコミッショナーによる例外措置が、法律に準拠した例外措置として、特定の事例に対して発行されることがあるとされています。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

名前: *Office of the Data Protection Commissioner*

住所: ナイロビ市ワイアキ通り 30920 番地

電話: +254778048164

ホームページ: <https://www.odpc.go.ke/>

その他の情報: N/A